

カラ期間はありませんか？

老齢基礎年金は、25年の資格期間を満たした方が、65歳になると支給されます。

老齢基礎年金などの公的年金は、支給される条件がそろえば自動的に支給されるものではありません。本人が、必要な書類を提出して、「**裁定請求**」という手続きを行い、それが認められて、はじめて支給されることになります。

～裁定請求書の事前送付～

平成17年10月から、裁定請求漏れを防ぐために、25年以上の加入期間があって老齢基礎年金等の受給年齢（老齢基礎年金では65歳）を迎える方を対象にして、受給年齢になる3カ月前に、社会保険庁から、同庁が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した「裁定請求書」などの書類が、事前に送付されてきます。

この事前送付された裁定請求書を受け取った方は、印字された内容を確認して、漏れなどがあった場合は訂正するなどして、その裁定請求書と必要な貼付書類を指定された場所（市区町村役場、社会保険事務所）に郵送または来訪によって提出して、裁定請求の手続きをすることになります。

一方、25年の加入期間が不足している方には、この裁定請求書が事前送付されず、かわりに「年金に関するお知らせ」という注意を喚起するためのハガキが社会保険庁から、60歳到達月の3カ月前に送られてきます。

しかし、加入期間が25年に満たないからといって、はじめから裁定請求の手続きをあきらめないでください。



～カラ期間について～

公的年金には、「カラ期間」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

主なカラ期間は、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった期間など、次の4つの期間のうち、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間とされています。

①厚生年金等の加入者の被扶養配偶者であった昭和61年3月以前の期間

②学生であった平成3年3月以前の期間

③海外在住の期間（任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間を含めます）

④厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間（昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限ります）

ご自分に、これらのカラ期間があると思われる方は、年金の受給権に結びつくこともありますので、役場または社会保険事務所に相談してください。

※カラ期間は、障害や遺族基礎年金の受給に必要な資格期間を判定する場合においても、同様に計算の対象とされます。

※老齢基礎年金の資格期間を満たして厚生年金の加入期間が一年以上ある昭和36（女性は41）年4月1日以前生まれの方については、生年月日に応じて60歳～64歳から60歳台前半の老齢厚生年金が支給されます。